

○湖南衛生組合職員通勤手当支給規則

昭和53年4月10日
規則第2号

(総則)

第1条 職員に対する通勤手当の支給に関しては、別に定めるものを除きすべてこの規則の定めるところによる。

第2条 湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)第8条及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務するため、その住居と湖南衛生組合(以下「組合」という。)との間を往復することをいう。

2 条例第8条に規定する場合の通勤距離は、職員の住居から組合までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、あらたに条例第8条第1項の要件を具備するに至った場合、又は住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃に変更があった場合には別記様式によりその通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。

2 職員は、前項に掲げる変更により条例第8条第1項の要件に該当しなくなった場合には、前項の例により直ちに届け出なければならない。

(平16規則1・一部改正)

(確認及び決定)

第4条 管理者は、職員から前条に規定する届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第8条第1項の該当要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(平16規則1・一部改正)

(支給範囲の特例)

第5条 条例第8条第1項各号に規定する「通勤することが困難である職員」とは、管理者が身体障害のため歩行することが著しく困難であると認めた者及び通勤距離が片道1キロメートル以上で自転車等又は交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると認めた者とする。

(平16規則1・一部改正)

(支給対象期間)

第5条の2 条例第8条第2項第1号に規定する月の1日からその月以後の月の末日までの期間(以下「支給対象期間」という。)は、交通機関等を利用する区間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

(1) 通用期間6か月の定期券が発行されている区間(第5号に該当する区間を除く。) 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までのそれぞれ6か月

(2) 通用期間3か月の定期券が発行されている区間(前号及び第5号に該当する区間を除く。) 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までのそれぞれ6か月

(3) 通用期間1か月の定期券が発行されている区間(前2号及び第5号に該当する区間を除く。) 1か月

(4) 定期券が発行されていない区間(次号に該当する区間を除く。) 1か月

(5) 一般乗合旅客自動車を利用する区間及び別表に定める区間 1か月

2 交通機関等を利用する区間が前項各号の2以上の区間の区分に該当する職員については、当該区間ごとに支給対象期間を定めるものとする。

3 前2項の規定により難い場合の支給対象期間は、管理者が別に定める。

(平16規則1・追加)

(運賃相当額の算出の基準)

第6条 条例第8条第2項第1号に規定する運賃相当額(以下「運賃相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の実情に照らし、最も経済的かつ、合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃の額によるものとする。

(平16規則1・一部改正)

第7条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路におけるそれぞれ

れの通勤の方法を異にするものであってはならない。

(平16規則1・一部改正)

第8条 運賃相当額は、[次項](#)に該当する場合を除くほか、交通機関等を利用する区間の[次の各号](#)に掲げる区分に応じて、[当該各号](#)に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。

- (1) [第5条の2第1項第1号](#)に掲げる区間 当該交通機関等を利用する区間に係る通用期間6か月の定期券の価額
 - (2) [第5条の2第1項第2号](#)に掲げる区間 当該交通機関等を利用する区間に係る通用期間3か月の定期券の価額に2を乗じて得た額
 - (3) [第5条の2第1項第3号](#)に掲げる区間 当該交通機関等を利用する区間に係る通用期間1か月の定期券の価額
 - (4) [第5条の2第1項第4号](#)及び[第5号](#)に掲げる区間 当該交通機関等を利用する区間についての通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額であつて最も低廉となるもの。ただし、一般乗合旅客自動車を利用する区間を含む乗継区間等で、当該区間について定期券を利用することが経済的かつ合理的であると認められるものについては、当該区間に係る通用期間1か月の定期券の価額(価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額)
- 2 交替制勤務に従事する職員等で平均1月当たりの通勤所要回数の少ない者について、[前項第1号](#)から[第3号](#)に規定する定期券の価額がその者の平均1月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額にそれぞれ支給対象期間の月数を乗じた額(以下「支給対象期間における通勤所要回数分の運賃等の額」という。)を超えるときは、支給対象期間における通勤所要回数分の運賃等の額とする。

(平16規則1・全改)

(併用者の区分及び支給額)

第9条 [条例第8条第2項第3号](#)に規定する[同条第1項第3号](#)に掲げる職員の区分及びこれに対応する[同条第2項第3号](#)に規定する通勤手当の額は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。

- (1) [条例第8条第1項第3号](#)に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自転車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員
運賃相当額及び[条例第8条第2項第2号](#)に掲げる額の合計額
- (2) [条例第8条第1項第3号](#)に掲げる職員のうち、運賃相当額が[同条第2項第2号](#)に掲げる額以上である職員([前号](#)に掲げる職員を除く。)
[条例第8条第2項第1号](#)に掲げる額
- (3) [条例第8条第1項第3号](#)に掲げる職員のうち運賃相当額が[同条第2項第2号](#)に掲げる額未満である職員([第1号](#)に掲げる職員を除く。)
[条例第8条第2項第2号](#)に掲げる額

(平16規則1・一部改正)

(交通の用具)

第10条 [条例第8条第1項第2号](#)に規定する交通の用具は、[次の各号](#)に掲げるものとし、公の所有に属するものを除くものとする。

- (1) 自転車、原動機付自転車、自動車
 - (2) [前号](#)に掲げるもののほか、管理者が特に認める交通の用具
- (支給の始期及び終期)

第11条 通勤手当の支給は、職員に新たに[条例第8条第1項](#)の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が[同項](#)の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、通勤手当の支給の開始については、[第3条](#)の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した

日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。[前項ただし書](#)の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 [前2項](#)に規定する場合の支給対象期間及び支給額については、管理者が別に定める。

(平16規則1・一部改正)

(支給できない場合)

第12条 [条例第8条第1項](#)の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの間における勤務を要する日の全日数にわたって通勤しない場合は、その月に係る通勤手当を支給しない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、停職を命ぜられた職員又は職員団体の業務に従事するため休暇を許可された職員に対しては、その期間中通勤手当は支給されない。

3 [第1項](#)に規定する場合の支給対象期間及び支給額については、管理者が別に定める。

(平16規則1・一部改正)

(支給方法)

第12条の2 [条例第8条第2項第1号](#)に掲げる通勤手当の額のうち、[第8条第1項第1号](#)及び[第2号](#)に規定する額については、その者の支給対象期間の初日以降において、最も当該初日に近い給料の支給日に支給する。

2 [条例第8条第2項第1号](#)に掲げる通勤手当の額のうち、[第8条第1項第3号](#)及び[第4号](#)に規定する額については、各月の給料の支給日に支給する。

3 [条例第8条第2項第2号](#)に掲げる通勤手当の額については、各月の給料の支給日に支給する。

4 [条例第8条第2項第3号](#)に掲げる通勤手当のうち、[第9条第1号](#)に規定する運賃相当額については[第1項](#)及び[第2項](#)に規定する支給方法に準じて支給し、[第9条第1号](#)に規定する[条例第8条第2項第2号](#)に掲げる額については各月の給料の支給日に支給する。

5 [条例第8条第2項第3号](#)に掲げる通勤手当の額のうち、[第9条第2号](#)に掲げる額については、[第1項](#)及び[第2項](#)に規定する支給方法に準じて支給する。

6 [条例第8条第2項第3号](#)に掲げる通勤手当の額のうち、[第9条第3号](#)に掲げる額については、各月の給料の支給日に支給する。

7 [第5条の2第3項](#)に規定する場合の通勤手当の支給方法については、管理者が別に定める。

8 [第11条](#)及び[第12条第1項](#)に規定する事由が生じた場合で、[第5条の2第1項第1号](#)及び[第2号](#)に規定する区間の運賃相当額を当該各号に係る支給対象期間の途中で新たに支給し、又は改定するときは、その月の初日から次の支給対象期間の前日までの期間の月数に係る額を支給する。

9 前号の規定により支給する通勤手当の額については、当該支給対象期間に係る通勤手当が既にその者に支給されている場合には、管理者が別に定めるところにより、既にその者に支給された額と調整して支給することができる。

(平16規則1・追加)

(事後の確認)

第13条 管理者は、現に通勤手当の支給を受けている職員についてその者が[条例第8条第1項](#)の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適当であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認するものとする。

(平16規則1・一部改正)

第14条 [この規則](#)の実施に関し必要な事項は、国家公務員等の例により別に管理者が定める。

付 則

[この規則](#)は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

付 則(平成16年8月25日規則第1号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第5条の2関係)

(平16規則1・追加)

交通機関の路線	区間
多摩モノレール線	一駅の区間又は高松駅から立川南駅まで若しくは柴崎体育館駅から立川北駅までの区間

[別記様式\(第3条関係\)](#)

(平16規則1・全改)

別記様式(第3条関係)

				職員番号								
湖南衛生組合管理者 殿 年 月 日届出		所属	職名	氏名 ㊦								
		現住所										
		勤務場所										
提出理由		1 新規 2 変更〔住所（ 月 日移転）、在勤庁、通勤方法、運賃負担額〕 （該当するものを○でかこむ） 3 一斉提出										
通勤方法	区分	利用する交通機関等 区 間 名 称		距 離	所 要 間	運賃相当額	確認	算定額				
	交通機関利用	—		km								
		—		km								
		—		km								
		—		km								
		—		km								
その他	自動車、バイク (排気量) 自転車、その他	登録番号	km									
計				km								
他に利用し得る交通機関があれば名称及び区間		条例第8条	該 当 理 由	2km以上…… 交通機関利用 自転車等利用								
総通勤距離2km未満の場合交通機関を利用する理由				2km未満…… 身体障害者 通勤困難								
				その他								
		非該 当 理 由										
通勤経路図（経路朱線）												

記入上の注意

- この届には通常行っている実情のみを記入し、例外的な方法は記入しない。
- 通勤方法名称欄には通勤の順路に従い徒歩、自転車、〇〇線等の別を記入する。
- 回数券、優待乗車券等を利用される場合は「運賃相当額」欄にその別を記入する。

支給始期		年	月	日	開始改定
通勤手当額		円			
決裁	係	主任	係長	課長	

通 勤 届